

○財務省告示第百十号

国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準（平成十九年財務省告示第百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

財務大臣 安住 淳

二の(一)の中「対象国・地域は」の下に「、後発開発途上国を除くものとし」を加える。  
二の(二)の中「対象国・地域は」の下に「、後発開発途上国を除くものとし」を加える。